

厚生労働大臣表彰を受賞

飯南町食生活改善推進協議会が、厚生労働大臣表彰を受賞しました。同協議会はこれまで、子どもから高齢者までの幅広い年代を対象に、食の大切さを伝える教室や調理実習を開催。食生活改善推進員が地区の長生き体操のリーダーとして、低栄養や認知症予防の話や、閉じこもり予防の声掛けも行っています。

■問合せ
保健福祉課 電話72・1770



今年度は働き盛りの人たちの健康づくりを応援します

第71回全国植樹祭

5/30日

三瓶山北の原(大田市)で「第71回全国植樹祭しまね2021」が開催されました(県内開催は2回目)。

当日は、天皇后両陛下が赤坂御用地からオンラインで出席され、天皇陛下のお言葉や、両陛下による植樹の様子が会場のモニターに映し出されました。

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民理解を深めるため、(公社)国土緑化推進機構と都道府県の共催により、昭和25年から開催されています。



飯南町からは塚原町長が出席しました

土砂災害に注意してください

梅雨の時期には、がけ崩れや土石流等の土砂災害が発生するおそれがあります。土砂災害から身を守るため、早めの避難を心がけてください。

特に、新型コロナウイルス感染症が収束しない中での避難は、次のことに注意してください。

- ①災害時危険な場所にいる人は避難するのが原則
- ②避難所の他に、安全な親戚・知人家に避難することも考える
- ③通常の非常用持ち出し物品に加えて、マスク・体温計・消毒液を持参する

また、雨が止んだ後も、地盤がゆるんで土砂災害の危険性が高い状態は続いています。2階などで就寝するなど、がけ地などから離れた部屋で過ごすよう心がけてください。

※がけ地や溪流の異状を発見した場合は、速やかに役場や県土整備事務所へご相談ください。

■問合せ
総務課 電話76・2211
雲南県土整備事務所
電話0854・42・09587

土砂災害防止の絵画・作文を募集

毎年6月は「土砂災害防止月間」です。県では、次代を担う小中学生に、土砂災害への理解と関心を深めてもらうため、「土砂災害防止に関する絵画・作文」を募集しています。※題材は土砂災害やその防止対策に関するもの

- 対象 県内の小中学生
- 絵画の部 作品の種類(絵画・版画・貼絵・ポスター等)やサイズ、表現方法(絵の具、パス、版形式等)は自由。未発表のもの
- 作文の部 400字詰め原稿用紙

- 小学校低学年(3年生まで)2〜3枚程度
- 小学校高学年(4年生以上)3〜4枚程度
- 中学生4〜5枚程度。未発表のもの
- ※作品の裏側に画題(絵画)、冒頭に表題(作文)、応募者の学校名、学年、氏名(ふりがな)を明記
- 募集期間 9月15日(水)まで(消印有効)
- 送り先 〒690・8501 島根県松江市殿町8番地 島根県土木部砂防課 「土砂災害防止に関する絵画・作文」担当あて
- 問合せ 県土木部砂防課 電話0852・22・5206

「農業者年金」加入者募集

農業者年金は、農業者の老後の生活の安定などを目的とした、農業者だけが加入できる、積立方式の「農業者のための年金」です。

- 加入要件
 - ・年間60日以上農業に従事
 - ・国民年金の第1号被保険者
 - ・20歳以上60歳未満の人
- 農業経営者をはじめ、自分名義の農地を所有していない農業者や、配偶者、後継者など家族農業従事者も加入できます。

■問合せ
農業委員会
電話76・2214

営農と暮らしに役立つ農業専門紙「全国農業新聞」

- 毎週金曜日発行
- 購読料 月700円(税・送料込)
- 問合せ
農業委員会 電話76・2214

農薬の飛散防止・安全使用

学校・病院・公園等の公共施設、住宅地に隣接する農地で農薬を散布する場合は、次のことに注意してください。

- 農薬散布前に周辺住民に知らせる
- 風向き等に配慮し、周囲に薬剤が飛び散らないようにする
- 使用する農薬のラベルに記載された使用方法・使用上の注意事項を守る
- 農薬の飛散を原因とする健康被害が周辺住民に生じないよう心がけてください。

■問合せ
産業振興課 電話76・2214



ツキノワグマとの遭遇にご注意を

本格的な夏を前に、山間部に近い農地での農作業や、レジャー等で山に入る機会が多くなります。この時期はツキノワグマの行動も活発になります(親離れた若い個体の活動範囲が広がるため)。

- 行楽や農林作業等で山に入る場合は、クマとの遭遇にご注意ください。
- クマの被害にあわないために
- ①クマの出没情報に注意し、危険な場所には近づかない
- ②山林に入るときには、2人以上で行動する
- ③早朝や夕暮れ時(クマが行動する時間帯)には、鈴や笛など音の出るものを身につけ、クマに自分の存在を知らせる
- ④遠くにクマを見つけたら、刺激しないように、慌てず、騒がず、静かに立ち去る
- ⑤子グマを見つけたら、速やかに立ち去る
- ⑥クマを人里に引き寄せないために、果樹を放置したり、田畑へ生ゴミを投棄したりしない

■問合せ
産業振興課
電話76・2214



QRコード:クマの被害にあわないために(島根県)

不法投棄から地域を守るために

町内でも、ごみの不法投棄が後を絶ちません。町では、監視カメラを設置し、不法投棄を監視しています。

不法投棄の現場を目撃した場合は、場所、不法投棄者の特徴や車両ナンバー等の連絡・通報をお願いします。

※ごみ等をみだりに投棄した場合は、法律により厳しく罰せられます。

■問合せ
住民課 電話76・2213



竹林に投棄された生活ごみ